

所有者不明土地関係事務の現状

【例 1 : 土地所有者の探索】

国・地方公共団体は、所有者不明土地における事業の実施に当たり、当該土地の所有者の情報を取得する必要がある。



【例 2 : 法務局による調査】

法務局は、地方公共団体等の求めに応じ、土地の所有権の登記名義人の死亡の事実の有無等を調査し、法定相続人を探索する。



【例 3 : 事業実施に係る申請】

所有者不明土地において、事業を実施しようとする事業者は、当該土地の土地権利等の取得に当たり、都道府県知事に裁定申請を行う必要がある。



対応

○ 住基ネットの活用により、所有者不明土地の解消や円滑な利用を促進。

【例 1・2】

✓ 住民票の写し等の公用請求（紙）に代えて、住基ネットから、所有者や相続人に係る最新の住所、死亡年月日等の所有者探索に必要となる情報を提供。

⇒ 所有者等の特定が容易になり、事業に係る手続きが迅速・効率化

【例 3】

✓ 申請に当たり、住民票の写しの提出による本人確認に代えて、住基ネットを通じて、申請者に係る最新の住所等の提供を受け、本人確認を行うこととする。

⇒ 申請者の手続き負担を軽減

○ 関係省庁との調整等を踏まえ、令和5年通常国会の提出予定法案(※)において住民基本台帳法を改正。

所有者不明土地対策に係る住民基本台帳法改正案の概要

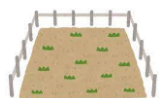
現
行

住民基本台帳法

- ①所有者不明土地法^(注)に基づく土地所有者探索事務
 - ②森林法に基づく林地台帳作成事務 等[※]
- を行うために、**住民票の写し等について、地方公共団体間での請求(公用請求)や、申請等での添付が必要**

所有者等の現住所を速やかに
特定する必要がある

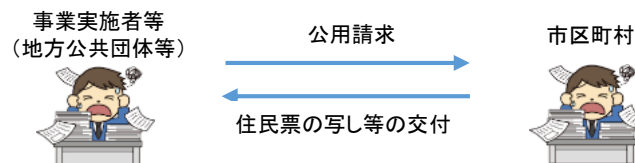
所有者等が不明の土地



※上記の事務のほか、①不動産登記法、②表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、③農地法、④農地中間管理事業の推進に関する法律、⑤森林経営管理法に基づく事務などについても、所有者不明土地対策として住基ネットの利用を可能とする。

支障

- 公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、所有者等の現住所の特定に時間を要する上、事業実施者等(地方公共団体等)にとっても、対応する市区町村にとっても負担となる



- 申請等の添付書類として住民票の写し等が必要とされる場合も、**住民票の写し等を交付する市区町村の事務負担**となっている。

見
直
し
後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に
所有者不明土地法等に基づく事務を追加

住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、
○公用請求が不要に
○住民票の写し等の添付が不要に



効果

- 所有者等の現住所の速やかな特定が可能となり、**各事務の円滑な実施に寄与**
- 市区町村では、公用請求への対応や住民票の写し等の交付に係る事務が減少し、**行政事務が効率化**
- 申請書類等の削減により、**申請等の手続負担が軽減**



(注) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)